

三重県農林水産部畜産課長名で通知のあった関係機関宛て文書は次の通りです。

スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業の第2回要望調査の実施について（通知）

このことについて、東海農政局生産部畜産課から令和4年5月10日付け事務連絡にて「スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業」の第2回要望調査の開始について別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記のとおり要望調査を行いますので、要望される場合は、令和4年6月24日（金）までに各申請窓口（県事務所）へ要望書等を提出してください。

記

1. 対象事業

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうち「スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業」

2. 事業の種類

(1) 畜産支援サービス導入タイプ、オペレーター等支援

3経営体以上により作業委託等をされる畜産支援サービス事業者がスマート機械等を導入する取組を支援。また、畜産支援サービス事業者の人材育成等に係る経費も支援。

※畜産支援サービス事業者とは、飼料生産組織、CS、CBS等とする。

(2) 一括発注タイプ

スマート機械等の供給側と交渉し、3経営体以上による一括発注（共同購入）により購入価格を引き下げる取組に対して、スマート機械等の導入に係る経費を支援。

(3) 共同利用タイプ

3経営体以上によりスマート技術を共同利用する取組に対し、スマート機械等の導入にかかる経費を支援。

なお、各事業の内容については別添国資料をご確認ください。

3. 対象機械装置について

別添資料「令和3年度スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業における導入対象

機械の例」に記載のあるものが対象機械装置となります。その他の機器等については国への確認が必要になります（問合せ先：東海農政局畜産課 | 052-223-4625）。なお、各申請タイプにおいて、各経営体の生産性および売上の向上が求められますのでご留意ください。

4. 要望提出について

(1) 提出様式：別記様式第1号および県調査様式

添付資料

- ア. 規模決定に係る根拠資料及び機械利用計画（関係する既存機械についても記載）
- イ. 畜産支援サービス導入タイプを利用する場合は、作業委託や利用契約にかかる書類の写し
- ウ. 補助率を2/3とする場合は、計画についての根拠書類
- エ. 申請計画への参加者一覧

※上記資料のほかに追加で資料を提出していただく場合があります。

※一括発注タイプでの申請については、メーカー希望小売価格が確認できるホームページ、機械カタログ等の写し、または原則3社以上の販売価格を証する書類に記載の金額により事業費を算定してください。一般競争入札等の実施または3社以上の見積もり比較は、割当後の交付申請時に行ってください。

(2) 成果目標及びポイント等の記載について

各経営体における生産性及び売上の向上等を成果目標（目標年度は事業完了年度の翌々年度）として設定することが求められます。

このため、県調査様式1により事業実施主体毎のポイント（別添のポイント表（別表5））を求め、平均値を算出し、組織（事業実施主体）としてとりまとめ、提出様式に記載（6 成果目標及びポイント等）いただくようお願いします。

労働時間の削減を目標値として設定する場合、総労働時間または導入するスマート機械等に関する作業の労働時間のいずれかを削減する必要があります。

なお、現状値や目標値には、書類による数値の確認が客観的に可能な項目を設定してください。

5. 留意事項

(1) 一括発注タイプにおいて既存組織がない場合は、受益経営体3者以上からなる団体（代表の定め、組織及び運営についての規約の定めがある団体）を新たに組織する必要があります。

(2) 一経営体の要望が複数の事業申請に含まれていた場合すべて不採択となりますのでご留意ください。なお、要望にかかる要件を満たせば、一事業申請において複数の機器を要望することは可能です。

(3) 各申請タイプにおいて、各経営体の生産性および売上が向上すること、また、スマート機械導入による改善効果に関する積極的な情報発信の取組が求められます。

(4) 申請後にポイント等を踏まえた採択審査が国において実施されます。

6. 提出先

申請組織または事務局が所在する地域を所管する県事務所に要望書（別記様式第1号）を提出してください。

申請組織の構成員が複数の県事務所の管内に所在する場合は、関係する各県事務所にも要望書の写しを送付してください。

○ 提出先一覧

【管轄地域：桑名市、いなべ市、桑名郡（木曾岬町）及び員弁郡（東員町）】

桑名農政事務所 農政室（地域農政課） TEL：0594-24-7421

【管轄地域：四日市市、鈴鹿市、亀山市及び三重郡（菰野町、朝日町、川越町）】

四日市農林事務所 農政室（農業振興課） TEL：059-352-0627

【管轄地域：津市】

津農林水産事務所 農政室（地域農政課） TEL：059-223-5102

【管轄地域：松阪市及び多気郡（多気町、明和町、大台町）】

松阪農林事務所 農政室（農業振興課） TEL：0598-50-0564

【管轄地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市及び度会郡（玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）】

伊勢農林水産事務所 農政室（農業振興課） TEL：0596-27-5168

【管轄地域：名張市及び伊賀市】

伊賀農林事務所 農政室（農業振興課） TEL：0595-24-8141

【管轄地域：尾鷲市及び北牟婁郡（紀北町）】

尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室（地域農政課） TEL：0597-23-3498

【管轄地域：熊野市及び南牟婁郡（御浜町、紀宝町）】

熊野農林事務所 農政室（農業振興課） TEL：0597-89-6122

事務担当

三重県農林水産部畜産課

畜産振興班 川村

TEL 059-224-2541

FAX 059-223-1120